

上天草市災害時要援護者 避難支援計画

地域の助け合いで
災害から避難しましょう！



平成22年3月

上天草市
KAMI AMAKUSA

【目 次】

第1章 計画の目的

- 1. 避難支援計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 避難支援計画作成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3. 対象となる災害時要援護者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 災害予防対策（平常時の対策）

- 1. 災害時要援護者支援班の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2. 地域支援ネットワークの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 対象者の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - （1）情報の収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - （2）把握する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - （3）情報の管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - （4）情報の守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - （5）避難支援者の定め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2. 情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - （1）避難情報の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - （2）避難情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - （3）地域福祉・防災の連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - （4）情報伝達に関する配慮（災害時要援護者の特性を踏まえた情報伝達）・・・・・・・・9
- 3. 避難施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4. 普及・啓発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - （1）地域住民の防災意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - （2）防災訓練等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - （3）災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発・・・・・・・・10
 - （4）災害時要援護者の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第3章 災害発生時の対応

- 1. 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
 - （1）災害時要援護者への避難情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・12
 - （2）災害時要援護者の避難誘導と安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2. 避難所における支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - （1）避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - （2）物資・食料等の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - （3）情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - （4）相談窓口の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - （5）個別ニーズへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - （6）医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送・・・・・・・・17
 - （7）心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

(8) 避難所以外の災害時要援護者への支援	17
(9) ボランティアとの連携	17
(10) 生活リズムの適正保持	17

●様式・資料集

1. 様式

(1) 様式1「災害時要援護者一覧表」	21
(2) 様式2「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（個別計画）」	23
(3) 様式3「緊急連絡カード」	25

2. 資料

(1) 資料1「災害時要援護者の特徴」	26
(2) 資料2「避難予定所一覧」	28
(3) 資料3「避難予定所所在地」	30
(4) 資料4「災害時要援護者の非常持出品」（例）	31
(5) 資料5「上天草市災害時要援護者避難支援計画策定委員」	32

第1章 計画の目的

1. 避難支援計画の目的

本市では、昭和47年7月の龍ヶ岳町・姫戸町・松島町の集中豪雨災害、昭和57年7月の大矢野町の集中豪雨災害、平成11年9月の龍ヶ岳町の台風18号災害が発生し、大きな被害を受けました。

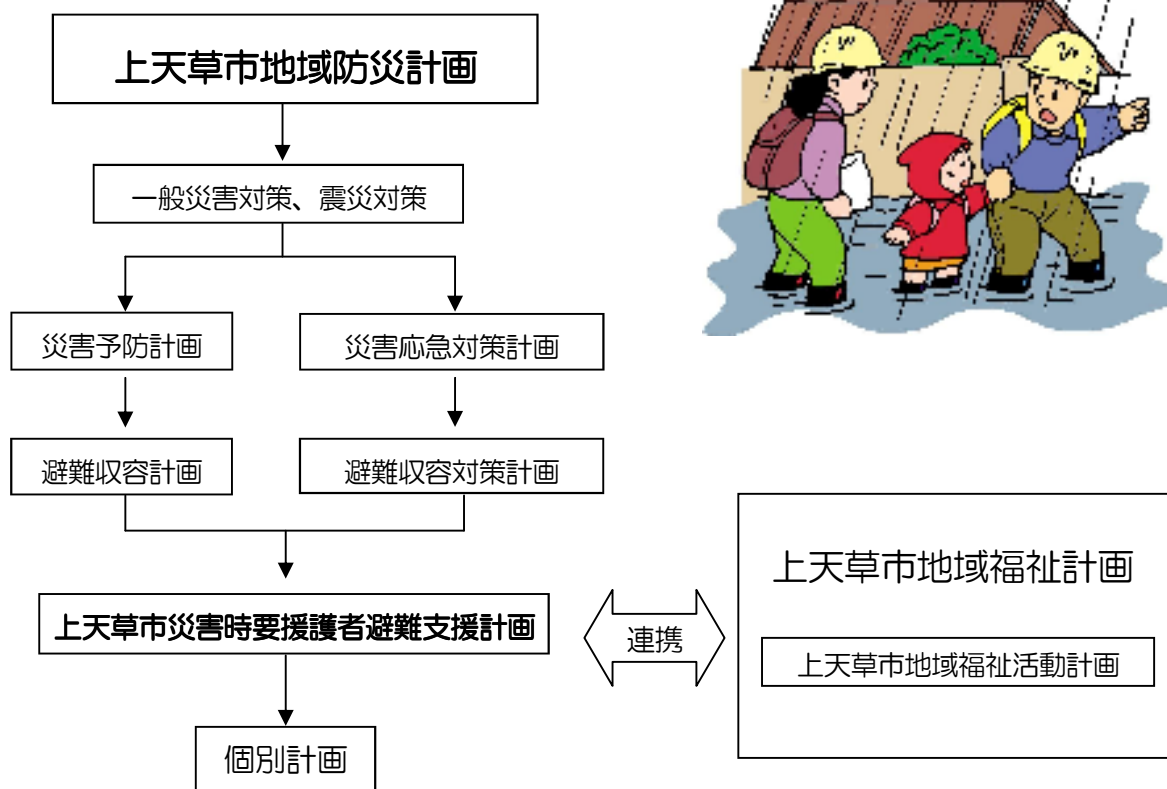
災害は、その発生時に市民の生命・財産に大きな影響を与えるばかりではなく、住民に精神的・肉体的負担も大きなものとなります。

平成18年4月に上天草市地域防災計画が策定され、災害時の避難体制は整いましたが、災害時に避難支援が必要な高齢者や障がい者の方にとっては、災害が発生した場合、情報の入手や避難行動等が困難なことから、大きな被害を受けることが想定されます。また、避難所における避難生活に際しても一般の方々に比べて大きなストレスとなることから、災害時要援護者に対する避難支援対策の充実・強化が求められています。

このため、地域の方々や関係機関・団体及びボランティアの皆さんの協力のもと、災害時要援護者の避難支援体制に関して普及啓発に努めながら、関係者が支援のためのネットワークを構築し、災害時要援護者一人ひとりの避難支援対策を具体的に進めていくため、この計画を作成しました。

今後は、この計画に基づき、災害時要援護者一人ひとりの個別計画を推進します。

【計画の位置づけ】



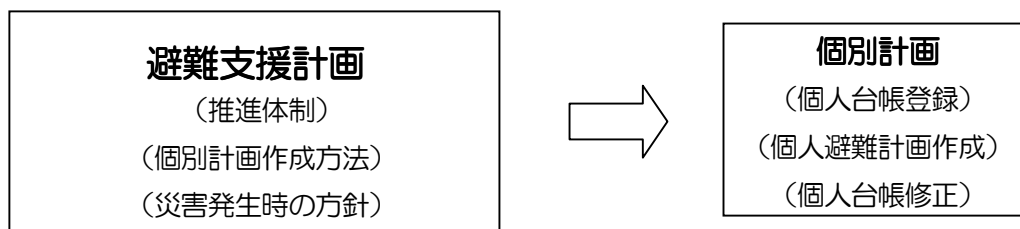
2. 避難支援計画作成の考え方

災害時要援護者避難支援計画（以下「計画」という。）では、災害発生時の要援護者避難支援体制の基本的な方針について定めています。

また、災害時要援護者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」では、**別紙様式2「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」**（以下「登録台帳」という。）により登録します。

登録後は、定期的にそれぞれの災害時要援護者の状況等に応じて内容を修正します。

【避難支援計画のイメージ】



3. 対象となる災害時要援護者

（1）人的（要援護者）の範囲

この計画の災害時要援護者は次のいずれかに該当する方を対象としますが、個別計画の作成については、災害時において、避難情報の入手、避難判断または避難行動を自ら行うことが困難な方を重点的・優先的に個別計画を作成します。

- ① 身体障がい者手帳を有する者のうち、障がいの程度が体幹・上下肢1級から3級の者、視覚・聴覚が1級から2級の者
- ② 知的障がい者で療育手帳を有する者のうち、障がいの程度がA1、A2の者
- ③ 精神障がい者手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級の者
- ④ 在宅高齢者（65才以上）のうち介護保険制度に基づく要介護度が3以上の者
- ⑤ 高齢者（65才以上）のみの世帯
- ⑥ 上記に掲げる者に準じる状態にある者で市長が特に災害時の支援が必要と認めた者

上天草市人口 32,333人（平成22年2月28日現在）

区 分	人数または世帯数	備 考
身体（肢体）障がい児・者（1～3級）	603	
視覚・聴覚障がい児・者（1、2級）	220	
知的障がい児・者（A1、A2）	151	
精神障がい児・者（1級）	120	平成22年1月31日現在
介護在宅サービス利用者（要介護3以上）	187	
高齢者（65才以上）のみの世帯	3,729	
合 計	5,010	※重複者含む

（２）地理的範囲

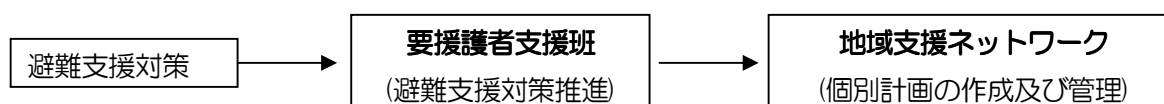
登録台帳は市全域を対象に作成しますが、個別計画については、地域住民の深い理解と積極的な協力なくしては、作成できないことから、自治会や自主防災組織、民生委員などによる地域による支援ネットワーク（以下「地域支援ネットワーク」という）が形成された地区から順次、作成することとします。

第２章 災害予防対策（平常時の対応）

１．災害時要援護者支援班の設置

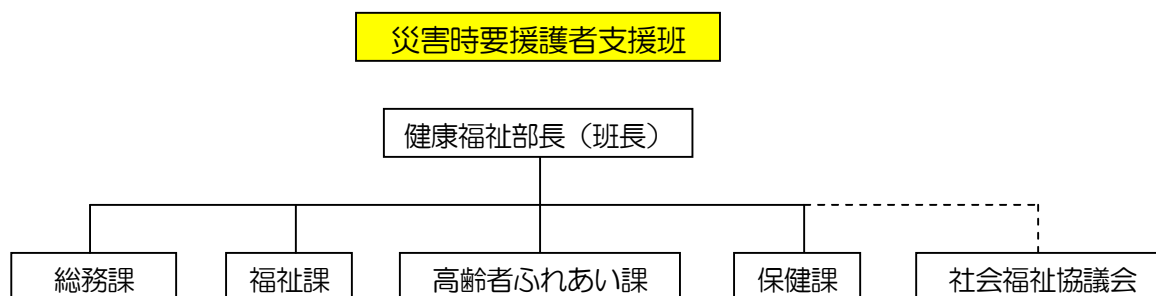
災害時要援護者の避難支援対策については、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局及び防災担当部局などで構成する**災害時要援護者支援班**（以下「要援護者支援班」）を設置し、関係機関と連携しながら推進します。

なお、災害時要援護者一人ひとりの個別計画の作成にあたっては、各地域の実情に応じて、区長会（自主防災組織）や保健・福祉・医療関係者、防災等関係者及び近隣福祉ネットワーク等の代表者等により地域における支援ネットワークを構築し、役割分担をしながら個別計画の作成及び管理等を実施するものとします。

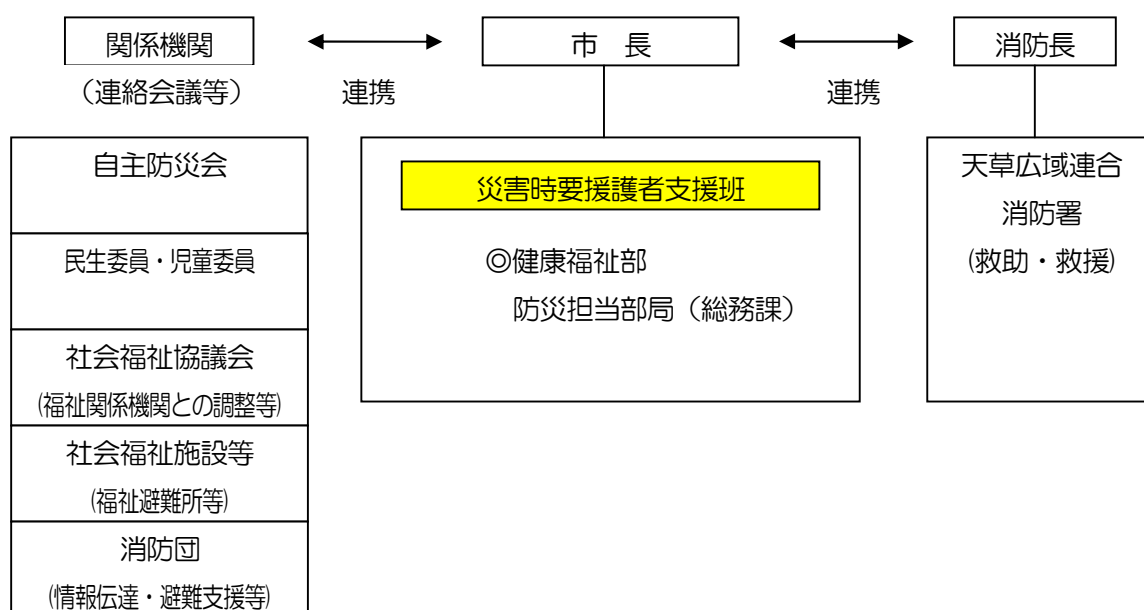


【災害時要援護者支援班】

位置づけ	平常時は市健康福祉部が中心となり、防災関係部局（総務課）と連携した横断的なPT（プロジェクトチーム）として設置する。 災害対策本部設置期間中は、同本部の健康福祉対策部内に設置する。
構成	平常時は班長、班員で構成し、社会福祉協議会関係者等もこれに参加する。 災害時は、健康福祉部長を中心に部内職員で構成する
業務	平常時は要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行う。災害時は避難準備（要援護者避難）情報の伝達業務、避難誘導、安否確認、避難情報の把握等を行う。



災害時要援護者支援の推進体制



2. 地域支援ネットワークの構築

災害時要援護者一人ひとりの個別計画作成及び災害時の個別計画実施のため、地域ごとの地域支援ネットワークを構築します。

地域支援ネットワークは、地域の実情に応じてそれぞれ構築しますが、概ね次の関係者等をメンバーとして想定しています。

○保健・福祉・医療関係者等

民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、社会福祉協議会、ホームヘルパー、精神保健福祉士、ケアマネージャー、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者福祉団体、医師会、医療機関等

○防災関係者等

消防団、警察等

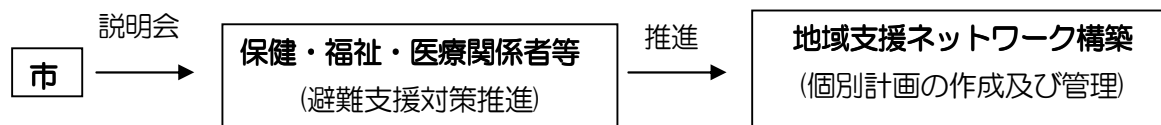
○地域住民代表者等

区長会、自主防災組織、地域婦人会、老人会、ボランティア団体等



関係者に対して、説明会の開催や個別の説明等を実施しながら、理解を促進し、「地域支援ネットワーク」の結成を推進します。

【地域支援ネットワーク構築の流れ】



3. 対象者の把握

(1) 情報の収集方法

情報の収集は、「関係機関共有方式」により対象とする災害時要援護者の情報を収集し、その後、個別計画を作成するために必要な情報をきめ細かく把握するため、「同意方式」により本人から確認しつつ進めます。

(2) 把握する情報

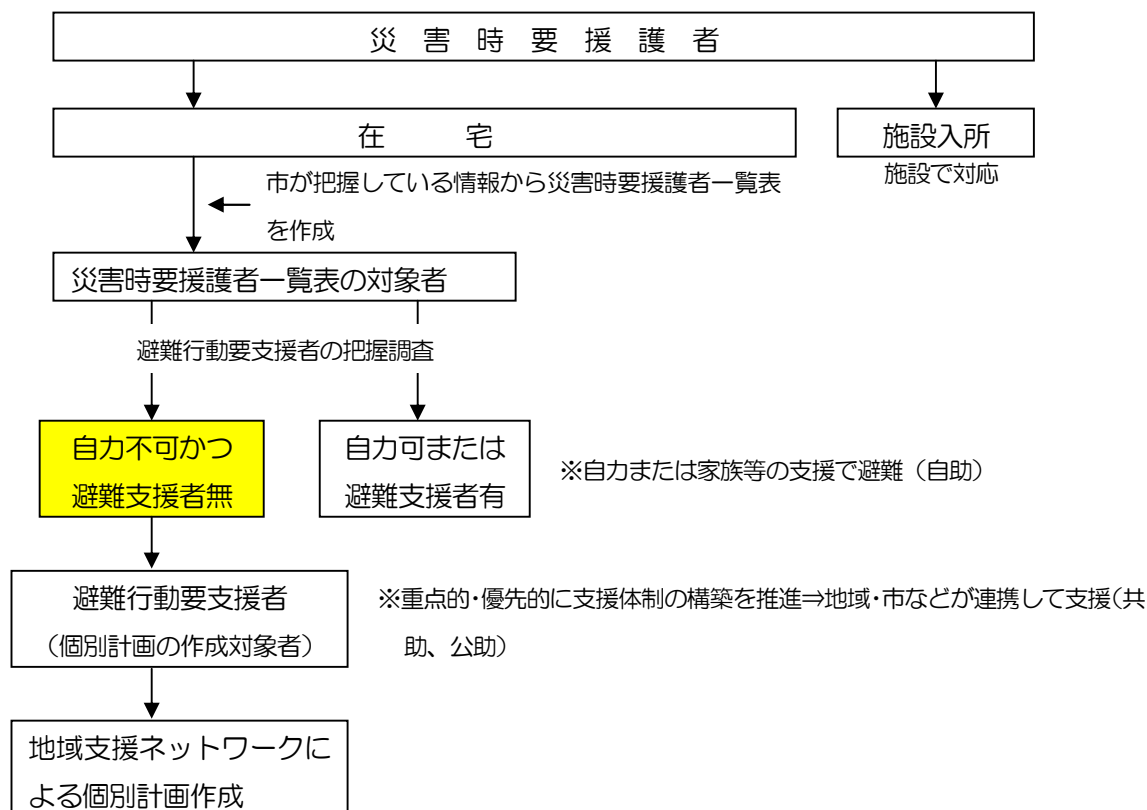
各関係部署が把握することが必要な情報は別紙様式1「災害時要援護者一覧表」のとおりです。

災害時要援護者に関して把握することが必要な情報は、別紙様式2「登録台帳」(個別計画)のとおりです。

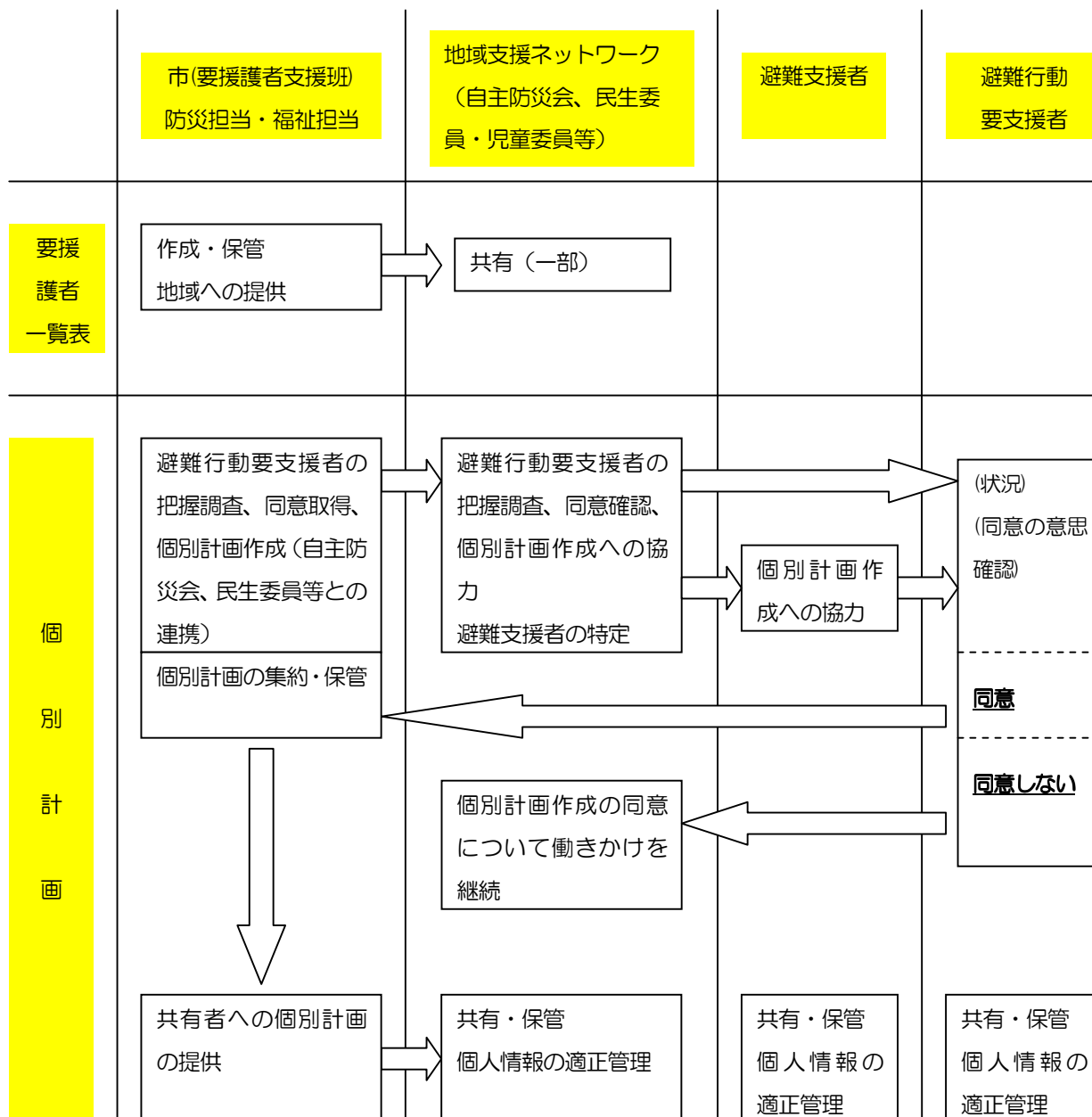
様式については、災害時要援護者が記入し、提出することを原則としますが、本人の記入・提出が困難な場合には、家族等と相談しながら把握するよう努めます。



【避難支援計画（個別計画）の対象者】



個別計画の作成フロー



※避難支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と個別計画作成は、同時に行う。

要援護者リスト・個別計画の作成・共有

区 分		市		地域支援ネットワーク			
		福祉	防災 (各庁含 含)	自主 防災会	民生委員 児童委員	避難支援者 消防団	社会福祉協議会 消防等の救援機関 社会福祉施設等
要援護者一覧表	作成	◎	×	×	×	×	×
	共有	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)
要援護者一覧表 (精神障がい者分)	作成	◎	×	×	×	×	×
	共有	○	×	×	×	×	×
個別計画	作成	◎	○	協力	協力	協力	協力
	共有	○	○	(○)	(○)	(○)	本人同意の範囲

※◎主に実施、○実施、(○)一部実施

（３）情報の管理方法

作成した要援護者一覧表及び個別計画について、市においては、災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で作成・管理します。

電子データで管理する場合は、部外の職員がデータの閲覧等を行うことができないよう、データを閲覧・更新等の操作をする職員をあらかじめ所属ごとに所属長が指名し、パスワード等を付与して管理するものとします。パスワード等については、指名された職員以外に漏洩しないよう厳正な管理を行います。



また、この情報を共有する関係者において、市と同様に電子データとして管理する場合は、データを扱う人を具体的に明らかにし、パスワード等は厳正に管理するものとします。

紙媒体で共有する場合は、施錠できる書庫・保管庫等で管理するなど、情報管理する人が責任をもって情報の漏洩等に万全の注意を払うこととします。

個別計画に記載されている情報の内容に更新すべきものが明らかとなった場合は、市が随時更新するものとし、更新した場合は、共有者全てに更新した情報を迅速に提供するものとします。

さらに、年１回、登録台帳の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、登録台帳の作成と同様に記載内容及び情報伝達方法の確認を実施することとします。

（４）情報の守秘義務

個人情報等を共有する関係者等は、登録台帳を避難支援や平常時の見守り等以外の目的で使用することはできません。また、登録台帳に記載された情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた後も同様とします。

（５）避難支援者の定め方

自助、地域（近隣）の共助の順で要援護者にとって可能な限り、身近な方から避難支援者を定めることとします。

また、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等に対しては、保健所、消防署、病院など関係する機関と連携を図ることとします。

２．情報伝達体制の整備

災害時要援護者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報等必要な情報が災害時要援護者及びその家族・地域支援者等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、災害時要援護者には、災害時のみならず平常時においても、災害時要援護者自身に不測の事態等が発生した場合に、関係機関等への連絡や通報のシステムを確保しておくことも必要なため、関係機関等と連携しながらその整備促進に努めます。

（１）避難情報の発表

災害発生のおそれがある場合に、市は、避難勧告・指示の発表にさきかけて災害時要援護者が避難行動を開始するための「避難準備情報」を発表します。

「避難準備情報」等の発表の基準・考え方等については、「上天草市地域防災計画」のとおりです。

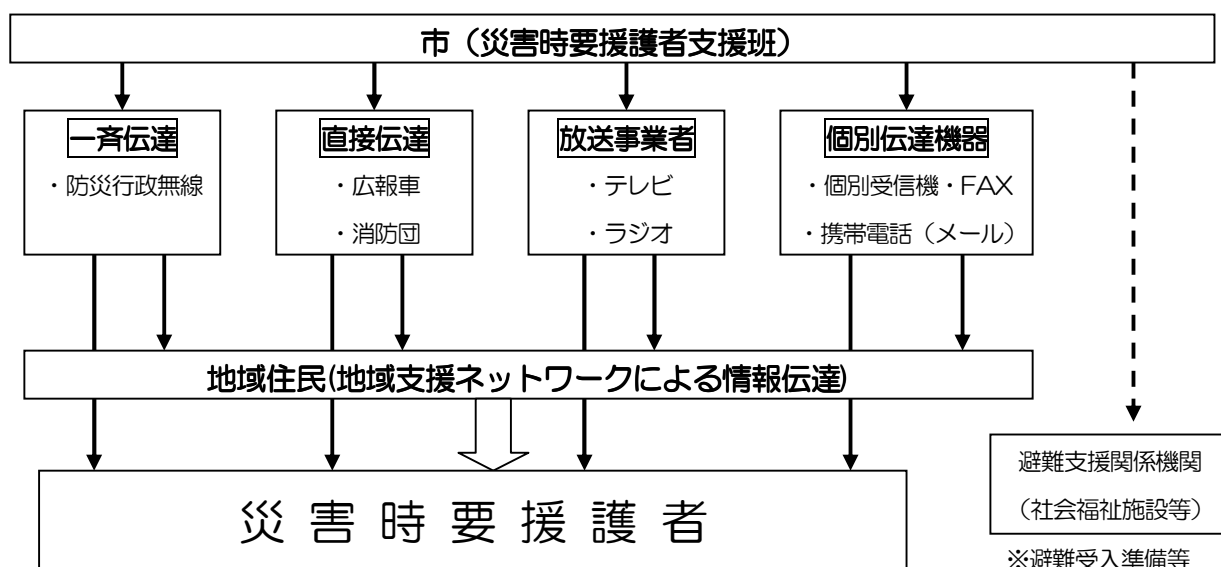
（２）避難情報の伝達

市が、「避難準備情報」等の避難に関する情報を発表した場合や、特に災害に関して災害時要援護者へ伝達すべき情報がある場合には、災害時要援護者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう、個別計画において伝達者を定めます。

市は、災害時要援護者への情報伝達者等に、確実に情報が伝達できるよう、「地域における支援ネットワーク」で役割分担し、地域ごとに伝達手段を確保するとともに、伝達体制を地域ごとに具体的に定めます。

市からの、避難情報の伝達方法及び伝達先については、次の例を参考に、それぞれ伝達体制をあらかじめ具体的に定めます。

【災害時要援護者避難支援の情報伝達のイメージ】



（３）地域福祉・防災の連携等

①消防団、自主防災組織等との連携による情報伝達経路の整備

市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にし、要援護者への情報伝達経路を整備することとします。

また、消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないように配慮することとします。なお、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数ルート化等に配慮します。

②福祉関係者との連携

市（災害時要援護者支援班）は各種協議会を通じ、平時から要援護者と接している社会福祉協

議会、民生委員・児童委員、介護保険関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これら機関と協力して情報伝達を行うこととします。

民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者は、ケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援計画の策定作業を通じて、要援護者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握することとします。

（４）情報伝達に関する配慮（災害時要援護者の特性を踏まえた情報伝達）

①災害時要援護者の特性を踏まえた情報伝達

災害時における緊急情報は音声（サイレン・放送等）による情報伝達が中心となるため、聴覚障がい者への情報伝達には特に配慮が必要となります。

- ・聴覚障がい者：手話・筆談・身振り・手振り・絵・図（必要に応じてファクシミリ、携帯電話、インターネット等を利用した情報受信システムを検討する必要がある。）
- ・判断能力が不十分な要援護者：平易な言葉を用いた情報伝達
- ・外国人：外国語による情報提供

＜参考＞

平易な言葉による情報伝達（例）

一般的な用語の例	平易な言い換えの例
破堤しました。	川の堤防が破れました。
溢水しました。	水が溢れだしました。
避難してください。	逃げてください。
断水や停電が発生しています。	水と電気が使えません。

②機器による情報伝達

市及び福祉関係者等は、要援護者の特性を踏まえつつ、要援護者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとします。

＜機器の例＞

- ・聴覚障がい者：インターネット、携帯メール、テレビ放送（地上デジタル放送も含む。）等
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話等
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機能を備えた携帯電話等



3. 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害時要援護者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることとなるため、避難所となる施設について、市は、あらかじめ災害時要援護者に配慮するとともに、通信手段の確保等の施設設備の充実に努めます。

また、一般の避難所への避難では生活に支障をきたすような場合は、災害時要援護者が安心して生活ができるよう、必要な生活支援が受けられる体制が整っている特別養護老人ホーム、デイ

サービスセンター、短期入所施設等の社会福祉施設と事前に協定を締結しながら、「福祉避難所」として指定に努めます。

4. 普及・啓発等

災害時要援護者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日ごろから地域住民の防災意識を啓発していくことが大切です。

また、災害時に災害時要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者やその家族等の日ごろの備えも必要です。

このため、市は、各関係機関や「地域支援ネットワーク」と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めることとします。

（１）地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、災害時要援護者への対応方法等についても併せて啓発を図っておく必要があります。

このため、災害時要援護者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についての普及・啓発を図ります。

（２）防災訓練等の実施

地域住民や災害時要援護者の防災意識を高めていくため、市や地域等で実施する各種の防災訓練において、災害時要援護者の視点を入れた訓練を実施するほか、災害時要援護者が参加する訓練・講習会等を実施します。



（３）災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて、災害時要援護者及びその家族や支援者等に対し周知することが必要です。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト付きの文書等を使用し、簡易な言葉や漢字にはフリガナをふるなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努めます。

なお、防災に対する正しい知識を災害時要援護者やその家族等に正しく理解してもらうためには、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会等を実施します。

（４）災害時要援護者の備え

災害時に災害時要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者やその家族等の日ごろの備えも必要です。

このため、災害時要援護者やその家族等は次の事項等を参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、市は、災害時要援護者や地域住民への啓発に努めます。

①隣近所や地域の各種団体等との連携

- ・最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておきます。
- ・地域の様々な組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- ・市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。



②必要な支援内容の伝達

- ・災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、**緊急連絡カード（別紙様式3）**等に記載するなどして準備しておきます。

③避難経路の確認

- ・自宅から避難所等までの経路を家族や支援者等とともに実際に歩いてみて、事前に確認します。

④非常持ち出し品等の準備

- ・災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるように出入口付近に備えておきます。
- ・特に、薬や医療器具等、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

⑤災害に備えた備蓄

- ・一人1日3リットルを目安として、最低1日分、出来れば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。
- ・缶詰や保存食、菓子等、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低1日分、出来れば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

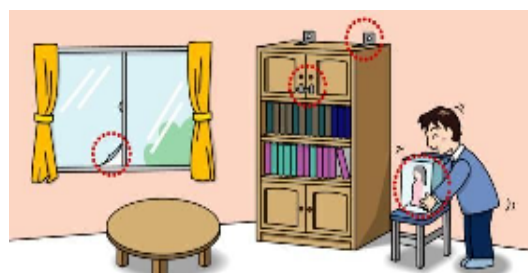


⑥外出時の備え

- ・外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

⑦住宅の安全対策

- ・地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀等についても同様に対応します。
- ・家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置等をします。
- ・窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。



- ・家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

第3章 災害発生時の対応（災害時）

1. 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

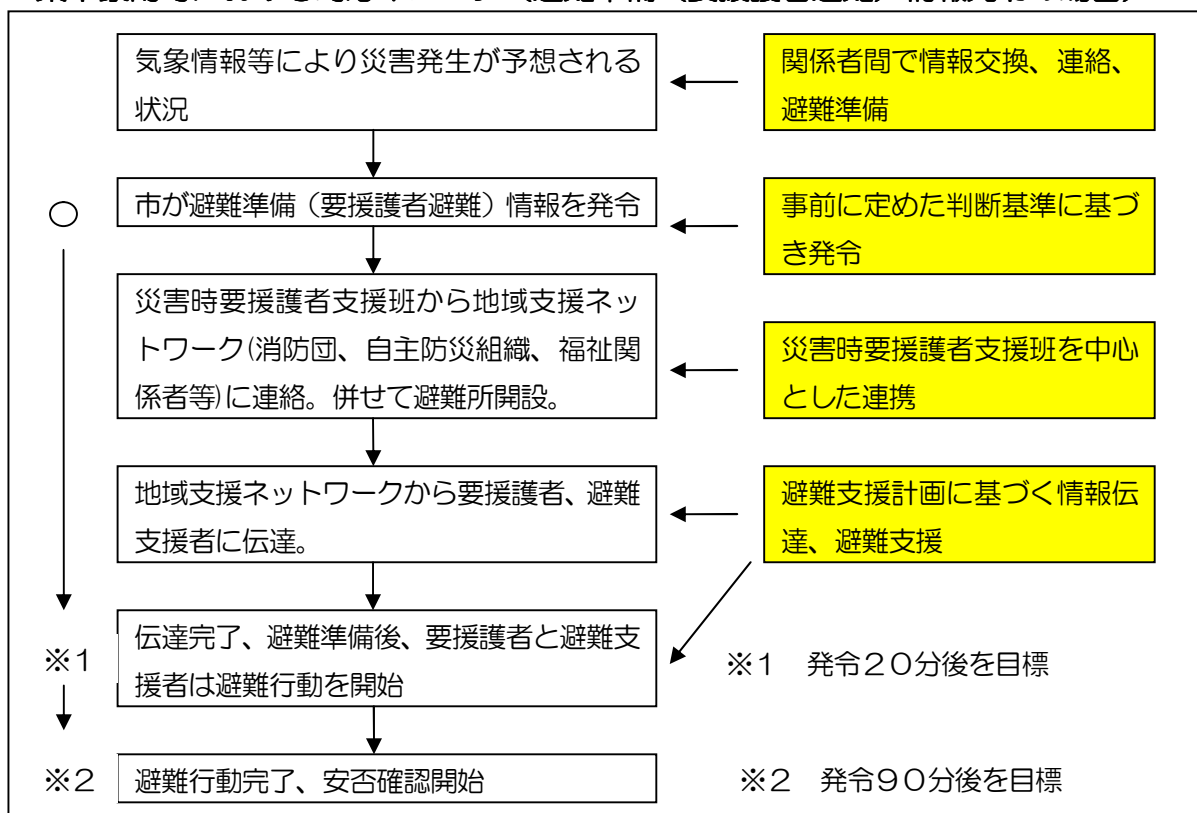
災害が発生した場合には、災害時要援護者に的確に情報を伝達し、消防団や「地域支援ネットワーク」による支援や地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導します。

（１）災害時要援護者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合や、発生のおそれがあり避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達体制により、迅速・確実に避難情報等を伝達します。

災害時には電話回線のふくそう（集中）や電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用します。

集中豪雨時における対応イメージ（避難準備（要援護者避難）情報発令の場合）



※1 及び※2の時間数は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月内閣府、消防庁）の数字を参考として記載したのですが、実際には、それぞれの地域の実情に合わせ、可能な限り短縮されることが望まれます。

（２）災害時要援護者の避難誘導と安否確認

災害発生直後の災害時要援護者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられます。

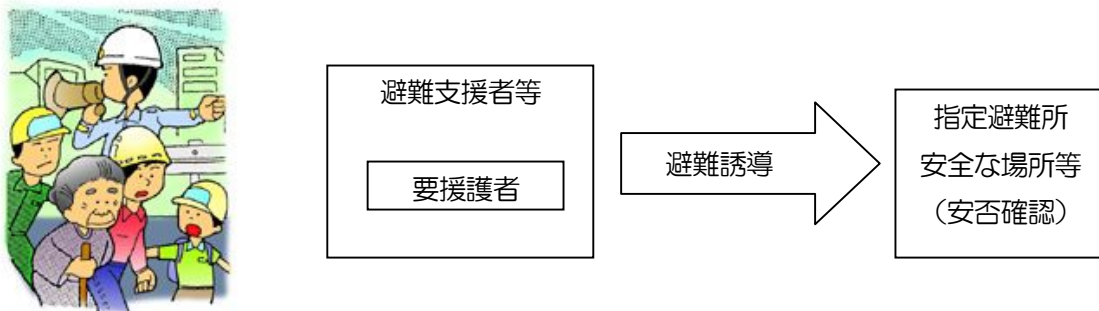
あらかじめ個別計画で定めた地域支援者を中心に、地域の住民や「地域支援ネットワーク」が協力しながら、自力で避難できない災害時要援護者の避難誘導を行います。

また、安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、確実を期するため、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所において、避難した災害時要援護者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民等からも状況を把握します。

安否が確認できない災害時要援護者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない災害時要援護者についても、保健福祉関係部局等で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導に努めます。

【避難誘導・安否確認イメージ】



避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は概ね次のとおりです。

○寝たきりや身体が虚弱な高齢者

- ・毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。
- ・日ごろから服用している薬を携帯するよう指示します。

○認知症高齢者

- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。
- ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。
- ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応します。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。

○視覚障がい者

- ・座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。
- ・支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。
- ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示します。

○聴覚障がい者・言語障がい者

- ・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等での情報提供をします。

○肢体不自由者

- ・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。
- ・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。

○内部障がい者

- ・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。

○知的障がい者

- ・緊急連絡カード、療育手帳、笛及びブザーや普段から服用している薬等を携帯するよう指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えを促します。
- ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。
- ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。
- ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応します。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。

○精神障がい者

- ・緊急連絡カード及び精神障がい者保健福祉手帳等や普段から服用している薬を携帯するよう指示します。
- ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけます。
- ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動します。
- ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。
- ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。

○自閉症者

- ・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。

2. 避難所における支援等

避難所へ避難した後は、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、災害時要援護者にとっては、過度のストレスが生じ、生活そのものが困難な状況となる場合があります。

このため、避難所の運営においては、全体計画や個別計画を踏まえ災害時要援護者に対して十分な配慮を行います。

（１）避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ災害時要援護者のためのスペースを区分し・トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動のできる場所、出入りが楽な場所等確保します。

また、こころの健康の観点からも、基本的な生活環境の確保は大変重要ですので・テレビやラジオといった情報機器をはじめ、長期化する場合は、トイレ、冷暖房等を確保・設置するなど、出来るだけ日常生活の状況に近づけるよう努めます。

バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めます。

さらに、感染症の予防のため必要な衛生管理等に配慮します。



（２）物資・食料等の調達

災害時要援護者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする生活物資等について、調達・供給に努めます。

災害時要援護者に特に必要となる物資等については、次のようなものが想定されます。



○高齢者：車いす、簡易トイレ、紙おむつ、老眼鏡等

○障がい者：ファクシミリ、掲示板、筆記用具、メモ帳、補装具、ベッド、車いす、簡易トイレ、紙おむつ等

また、食料については、出来る限り、やわらかく温かい食事を供給し、飲料水も十分に配布できるように配慮します。

（３）情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、テレビやラジオ等報道機関による情報や市等からの情報等を的確に災害時要援護者へ提供していくことが必要です。

このため、提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知等、様々な方法により実施します。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、図やイラストを用いるなど、誰でも分かりやすい表示に努めます。

（４）相談窓口の設置等

災害時要援護者の支援ニーズは、一人ひとり異なることや、心身の状態等によっても異なって

くることが考えられることから、具体的な災害時要援護者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門の相談窓口を設ける等、避難所での相談体制を整備します。

相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮します。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等を実施します。

（５）個別のニーズへの対応

相談窓口や巡回相談等によって把握した個別のニーズに対しては、できるかぎり速やかに対応するように努めます。

なお、具体的には次のようなことが考えられます。

①高齢者

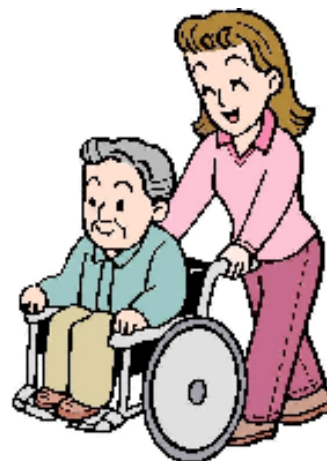
自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意します。

また、介護が必要な人には、介護職員の派遣等の対応が必要です。

トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節に配慮します。

徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求めます。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携する等の配慮が必要です。



②視覚障がい者

情報については、放送や拡声器等により音声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳等に努めます。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にロープを張る等、移動が楽にできるよう配慮します。

③聴覚障がい者・言語障がい者

情報伝達については、紙媒体や掲示板を活用するほか、音声による連絡（放送等）を実施する場合は文字での掲示を実施し、手話通訳者等の配置について配慮します。

紙媒体や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけわかりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるように配慮します。

補聴器等の補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

④肢体不自由者

身体機能にあった安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保します。車いすや補装具等日常生活に必要な用具等については、必要に応じた確保や修理に努めます。

⑤知的障がい者・精神障がい者

周囲と十分にコミュニケーションがとれず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するよう配慮します。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関との連携に努めます。

⑥人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠なので、その対象者を把握し、医療機関と連携調整を図りながら対応します。

⑦難病患者

特殊な医療機器や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多く、これについては、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等についても調整します。

また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対して配慮します。

（６）医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送

障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等が避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討します。



（７）心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、外傷後ストレス障がい（PTSD）への進行が懸念されます。

このため、これらを防止するため、専門家等の協力を得ながら、心のケアを実施します。

（８）避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人も発生することが想定されます。

狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。

こうした避難生活を送っている災害時要援護者については、「地域における支援ネットワーク」の協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施します。

また、被災をまぬがれた災害時要援護者についても、生活を維持するためには適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者等とも協力しながら、出来る限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

（９）ボランティアとの連携

災害発生時に、災害時要援護者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとり大きな力となります。

このため、災害時要援護者のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受け入れ体制を整備するなど、ボランティアが効果的に運用できるような体制の整備を図ります。

（１０）生活リズムの適正保持

災害時要援護者は、平常時から何らかの支援の下で生活している傾向があり、災害発生時は、その傾向が一層強くなると考えられることから災害時要援護者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の励行等）を確保するようにします。

様式・資料集

(様式1)

災害時要援護者一覧表

行政区() 平成 年 月 日現在

番号	氏名	フリガナ (半角)	性別	生年月日	年齢	世帯 分類	住所	電話番号	避難場所	支援者 の有無 (○・×)	個別計画 の有無 (○・×)	安否 確認	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

(様式1)

災害時要援護者一覧表

行政区() 平成 年 月 日現在

番号	氏名	フリガナ (半角)	性別	生年月日	年齢	世帯 分類	住所	電話番号	避難場所	支援者 の有無 (○・×)	個別計画 の有無 (○・×)	安否 確認	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

(様式2)

(表面)

登録年月日	平成 年 月 日	登録No.	
廃止年月日	平成 年 月 日	廃止理由	

災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)

平成 年 月 日

上天草市長 様

私は、災害時要援護者避難支援制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。
 また、私が届け出た下記の個人情報、関係機関(市関係課、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、避難支援者及び区長会(自主防災組織を含む))で共有することを承諾します。

			行政区		
フリガナ		性別			
氏 名	㊞	男・女	民生委員	TEL	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日()歳		自宅電話番号		
			携帯電話番号		
住 所	〒 上天草市		携帯メールアドレス		
			FAX番号		
かかりつけ病院	TEL	特記事項			
災害時要援護者区分(1～6の該当する番号のすべてに○を付けてください)	1 身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち次に掲げる者 (障がいの程度が体幹・上下肢1級～3級、視覚・聴覚1～2級の者) 2 知的障がい者(療育手帳を有する者のうち、障がいの程度がAの者) 3 精神障がい者(精神障がい者手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級のもの) 4 介護保険制度要介護3以上の者(65歳以上の在宅高齢者) 5 高齢者(65歳以上)のみの世帯 6 前号に掲げる者に準ずる状態にある者で市長が特に災害時の支援が必要と認めたもの。				
	上記の内容				
世帯構成 (本人以外)	氏名		続柄		備考
	氏名		続柄		備考
	氏名		続柄		備考
緊急時の 連絡先	氏名		続柄		電話
	住所				携帯
	氏名		続柄		電話
	住所				携帯

※代理申請	氏名	㊞	申請者との関係		電話	
	住所				携帯	

避難支援者	氏名		申請者との関係		電話	
	住所				携帯	
	氏名		申請者との関係		電話	
	住所				携帯	

(裏面)
地 図

避 難 所	
要援護者宅～避難所	
情報伝達の方法	
情報伝達での留意事項	
避難誘導の方法	
避難誘導時の留意事項	
避難先での留意事項	
特記事項	

副本管理

関係機関名							
交付年月日							
更新・廃止等確認欄							

(様式3)

緊急連絡カード						
フリガナ			性別	男・女		
氏 名			生年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生		
住 所	上天草市		血液型	A・B・O・AB(RH 十・一)		
電 話			保険証	種別		
FAX				記号・番号		
携帯電話			携帯メールアドレス			
緊急時 連絡先	氏 名		(続柄)	氏 名		(続柄)
	住 所			住 所		
	電 話			電 話		
	FAX			FAX		
	携帯電話			携帯電話		
	携帯メール アドレス			携帯メール アドレス		
緊急時 医療機関 連絡先	名 称			その他特記事項 (例:透析週3回など)		
	所在地					
	電 話					
	FAX					
	担当医					
疾患名				使用薬等		
必要な 医療器具	器具名 メーカー			取扱店 連絡先		

(資料1)

災害時要援護者の特徴

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
ひとり暮らし 高齢者	・ 緊急事態の察知が遅れる場合があるが、自力で行動できる。	・ 迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。
寝たきり高齢者	・ 自力で行動することが困難・自分の状況を伝えることが困難	・ 避難する場合は、車いす等移動用具と援助者が必要である。 ・ 医療・介護関係者との連絡体制が必要である。
認知症高齢者	・ 自分で判断し、行動することができない。 ・ 自分の状況を伝えることが困難である。 ・ 環境の変化による不安感等から、行動障がいが見られる場合がある。	・ 見守り・声かけによる避難誘導が必要である。 ・ 医療・介護関係者や家族等との連絡体制が必要である。 ・ 一人にいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要である。 ・ できるだけ、認知症高齢者の特性を理解した者が対応することが必要である。
視覚障がい者	・ 視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。 ・ 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。	・ 市町村からの広報、その他生活に関する情報などが来た時は必ず知らせる。(災害時の情報については、音声による伝達及び状況説明が必要) ・ 安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。(避難誘導してくれる人が必要) ・ 避難所内の案内(トイレ、電話などの場所の確認など)
聴覚障がい者	・ 音声による情報が伝わらない(視覚外の異変) ・ 危険の察知が困難であり、音声による避難誘導の認識ができない。) ・ 緊急時でも言葉で人に知らせることができない、 ・ 外見からは障がいがあることがわからない。	・ 正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。(視覚による認識手段が必要) ・ 避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼び掛ける。また、FAXの配置や常時筆記用具を確保する。
肢体不自由者	・ 自分の身体の安全を守ることが困難である。 ・ 自分で避難することが困難である。	・ 家具の転倒防止など住まいの安全を確認する。 ・ 地域での移動支援体制づくり(車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要) ・ 車いす用のトイレの確保
内部障がい者	・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・ 外見からは、障がいがあることが分からない。 ・ 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・ 常時医療器材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 ・ 医薬品を携帯する必要がある。 ・ 人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。	・ 医療機関との連携体制、移送手段の確保(医療機関の支援) ・ 移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要 ・ 避難所ではケアのできるスペースを確保・食事制限の必要な人の確認も必要 ・ 薬やケア用品の確保が必要 ・ 人工肛門造設者等は、ストマ用装具や障がい者トイレの確保が必要

知的障がい者	一人では、理解や判断することが難しく、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	- 一人である時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 - 精神的に不安定にならないような対応が必要 - 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要
発達障がい者	- 他人とのコミュニケーションが困難であり、予定されたパターン以外の行動を取ることが難しいため、みずから避難することが難しい場合がある。 - 避難所など、人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張するため、パニックを起こす可能性がある。	- 一人である時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要である。 - できるだけ、発達障がい者の特性を理解した者が対応することが必要 - 避難所にはできる限り、発達障がい者に配慮したスペースの確保が必要である。
精神障がい者	多くは、自分で判断し、行動することができる。	- 集団生活や対人関係のストレスに弱い人もおり、服薬の継続が不可欠なため、本人や援助者は薬の名前、量を把握しておくことが望ましい。 - 医療や保健福祉機関との迅速な連絡体制の確保が不可欠である。 - フリーダイヤルの専門相談窓口の設置が必要である。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し、行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要である。
乳幼児	- 自ら判断し、行動する能力がなく、常時、一保護者の支援が必要となっている。 - 避難所生活等におけるストレスの影響を受けやすい。	- 保護者の災害対応能力を高めることや、適切な避難誘導が必要である。 - 被災により、保護者が養育することが困難な場合への対応が必要である。 - 保護者、乳幼児ともに避難所等でのストレスが高じることから、避難生活には格別の配慮が必要である。
難病患者等	- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 - 外見からは、障がいがあることが分からない。 - 医薬品を携帯する必要がある。 - 人工呼吸器の使用など医療的援助が必要な場合がある。 - 人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 - 人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限されている。	- 医療機関との連携体制、移送手段の確保（医療機関の支援） - 移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要である。 - 電気の確保 - 薬やケア用品の確保が必要・食事制限の必要な人の確認が必要である。
外国人	- 日本語による文章並びに音声による情報が伝わらない。 - 緊急時でも言葉で人に知らせることができない。	- 外国語による緊急情報の伝達体制を整備する。 - 絵を使った筆談や身振りなどの方法で情報を伝える。 - 避難所では、情報から取り残されないよう、外国語による掲示板などで呼び掛ける。

※上記は、一般的特徴を示したものであり、介護の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なります。

(資料2)

避難予定所一覧

※上天草市地域防災計画より

避難対象地区名		予想される危険	水系名災害 危険区域の指定 の有無	第1避難所		第2避難所		第3避難所	
				避難所名	収容 人員	避難所名	収容 人員	避難所名	収容 人員
大矢野町	次郎田	高潮・堤防 決壊	次郎田海岸	登立小学校	1000	大矢野農村 婦人の家	90		
	柳、亀の迫		柳（有）	上天草市 中公民館	80	中南小学校	500		
	大手原、七 ツ割	高潮・津波	火崎海岸（有）	上小学校	850	上公民館	70	上天草市自然 休養村管理センター	300
	七ツ割	高潮・堤防 決壊							
	湯島	高潮・津波	湯島海岸（無）	湯島小学校	300	湯島中学校	200	湯島出張所	20
	五把浦		五把浦海岸（無）	上天草市 中公民館	80	中南小学校	500		
	賤の女・女 鹿串・串	高潮・堤防 決壊・津波	賤の女海岸	上北小学校	500				
	本郷・西の 浦・馬場・ 田端	高潮・堤防 決壊・津波・ 溢水	大矢野川	大矢野庁舎	500				
	維和全域	高潮・堤防 決壊・津波	維和海岸	維和出張所	30				
	維和全域	高潮・堤防 決壊・津波	維和海岸	維和小学校	500				
松島町	本郷	溢水	教良木川（有）	教良木中学校	1000	教良木河内交 流センター	150		
	倉江	堤防決壊		内野河内コ ミュニティー センター	100				
	星平・園部			松島地区清掃セ ンター集会所	200				
	知十・西釜	溢水・決壊	今泉川（有）	今津小学校	1000	今泉多目的 集会所	200		
	合津		今津川（無）	今津小学校	1000				
	樋合	高潮・津波	樋合、永浦海岸 （無）	樋合小学校	300				
	阿村	洪水・地す べり	阿村川（無）	阿村中学校	500	阿村開発セ ンター	200		
姫戸町	牟田	高潮・洪 水・津波	牟田海岸（無）	牟田自治公民館	150	牟田小学校	1000		
	永目		永目川海岸堤防	永目自治公民館	100				
	姫浦		姫浦川海岸堤防	姫戸庁舎	200	姫戸中学校	2000	姫戸小学校	2000
	本郷	高潮・洪 水・地すべ り	岩下川海岸堤防	姫戸体育館	600	二間戸自治 公民館	150		
	西川内・神代		西川内川海岸堤防	神代自治公民館	150	姫戸体育館	600		
	二間戸団地	高潮・洪水	岩下川	姫戸体育館	600	二間戸自治 公民館	150		

避難対象地区名		予想される危険	水系名災害 危険区域の指定 の有無	第1避難所		第2避難所		第3避難所	
				避難所名	収容 人員	避難所名	収容 人員	避難所名	収容 人員
龍 ヶ 岳 町	下桶川	山津波・土石流	下桶川（無）	下桶川自治公民館	50	樋島小学校	600		
		高潮	下桶川海岸一帯（無）						
	須崎、真米	山津波・高潮	釈師獄海岸一帯（有）	樋島老人福祉センター	300	樋島小学校	600		
	仏崎、桑鶴	土石流・高潮	桑鶴川仏崎川（無）	樋島小学校	600				
	友田、中鶴	土石流	友田川（無）	樋島小学校	600	樋島老人福祉センター	300		
	下貫	山津波・土石流・高潮	下貫川及び海岸（無）	白浜自治公民館	50	龍ヶ岳中学校	500		
	白浜	山腹崩壊							
	東風留	山津波・地すべり		龍ヶ岳中学校	500				
	瀬戸	崖崩れ・高潮	瀬戸海岸（無）						
	清照	山腹崩壊・高潮	清照海岸（無）						
	浦	山津波・土石流	脇浦川（有）	龍ヶ岳庁舎	300	龍ヶ岳中学校	500		
	脇浦	高潮	脇浦海岸（無）						
	小屋川内	山津波・土石流	小屋川内川（有）			龍ヶ岳中学校	500		
		高潮	小屋川内海岸（無）						
	高串	山津波・山腹崩壊	高串川（無）						
	東浦	土石流・崖崩れ	東浦川（無）	大道中学校	500	大道老人福祉センター	300		
		高潮	東海海岸（無）					大道小学校	500
	中園	山津波・土石流	蒲江湖川（無）	大道小学校	500				
	西浦		江湖川（無）						
	夏唐網代	山津波・高潮	夏唐網代海岸（無）						
	池ノ浦	山津波・土石流	池ノ浦川（無）						
	葛崎	山津波							
	赤崎	地すべり・土石流	赤崎川（有）						
	大作山	山腹崩壊		大作山自治公民館	30	大道小学校	500		

(資料3)

避難予定所 所在地

※上天草市地域防災計画より

	避難所名	所在地	電話番号		避難所名	所在地	電話番号
大矢野地区							
1	登立小学校	登立14103	0964-56-0004	8	上天草市中公民館	中8459-1	-
2	大矢野農村婦人の家	登立20	0964-56-1942	9	中南小学校	中9720	0964-57-0006
3	上北小学校	上3360	0964-56-1616	10	維和出張所	維和1787	0964-58-0001
4	大矢野庁舎	上1514	0964-56-1111	11	維和小学校	維和1680	0964-58-0025
5	自然休養村管理センター	上1539	0964-56-4393	12	湯島出張所	湯島648-3	0964-56-4111
6	上天草市上公民館	上386	-	13	湯島小中学校	湯島154	0964-56-4141
7	上小学校	上1119	0964-56-0054				
松島地区							
1	阿村中学校	阿村841-2	0969-56-0640	6	松島地区清掃センター集会所	教良木263-264	0969-57-0456
2	阿付開発センター	阿村3967	0969-56-0031	7	内野河内コミュニティセンター	内野河内1447	0969-57-0455
3	樋合小学校	合津6973-16	0969-56-0383	8	教良木河内交流センター	教良木2796	0969-57-0001
4	今津小学校	合津2697	0969-56-0006	9	教良木中学校	教良木3087	0969-57-0013
5	今泉多目的集会所	今泉2510-4	-				
姫戸地区							
1	牟田自治公民館	姫浦4996-1	-	6	姫戸小学校	姫浦656-3	0969-58-2068
2	牟田小学校	姫浦4749-21	0969-58-2080	7	姫戸体育館	二間戸3408	0969-58-2444
3	永目自治公民館	姫浦3874-2	-	8	二間戸自治公民館	二間戸3576-42	-
4	姫戸庁舎	姫浦2502-3	0969-58-2111	9	神代自治公民館	二間戸3862-4	-
5	姫戸中学校	姫浦2500	0969-58-2503				
龍ヶ岳地区							
1	大道小学校	大道2011	0969-63-0306	6	龍ヶ岳中学校	高戸3048	0969-62-0174
2	大道老人福祉センター	大道3669-1	0969-63-0443	7	白浜自治公民館	高戸4350-44	0969-62-1149
3	大道中学校	大道3792	0969-63-0556	8	樋島老人福祉センター	樋島2-11	0969-62-0466
4	大作山自治公民館	大道3130-10	-	9	樋島小学校	樋島500-1	0969-62-0504
5	龍ヶ岳庁舎	高戸1412	0969-62-1111	10	下桶川自治公民館	樋島3530-16	-

(資料4)

災害時要援護者の非常持出品（例）

区 分	持 出 品
寝たきり高齢者 認知症の高齢者	・紙おむつ ・携帯トイレ ・おむつ交換用ビニールシート ・ 幅広いひも（おぶひも） ・常備薬など
視覚に障がいがある人	・手袋 ・めがね ・白杖 ・時計（音声・触知式等） ・点字 版・常備薬など
聴覚に障がいがある人	・補聴器（専用電池） ・メモ用紙、筆記用具（筆談用） ・笛 ・警報ブザー ・メール機能付き携帯電話 ・文字放送付き携帯 ラジオなど
肢体が不自由な人	・紙おむつ ・携帯トイレ ・おむつ交換用ビニールシート ・ おぶひも ・予備の車いす ・タオルケット ・補装具 ・電 動車いす用バッテリーなど
内部機能、免疫機能に障 がいがある人 難病患者	・携帯用トイレ ・常備薬 ・食事セット（治療食） 〈じん臓障がい〉 ・透析施設リスト ・透析検査データのコピー 〈呼吸器障がい〉 ・携帯用酸素ボトルなど 〈ぼうこう・直腸障がい〉 ・ストマ装具 ・洗腸セット（水、ウェットティッシュ、ビニー ル袋、輪ゴム、はさみ）など
知的発達に障がいがある 人	・常備薬 ・処方箋 ・本人がこだわりを持っている身の回り品 ・本人が食べられる食料など
精神に障がいがある人	・常備薬 ・処方箋 ・水など
乳幼児	・紙おむつ ・ウェットティッシュ ・粉ミルク ・ミネラル ウォーターなど
外国人	・パスポートなど

(資料5)

上天草市災害時要援護者避難支援計画策定委員

区 分	氏 名	所 属	役 職
会 長	森山 高信	上天草市区長会連合会	会長
副会長	荒木 ミドリ	上天草市地域婦人会連絡協議会	会長
委 員	羽室 アツミ	上天草市民生委員・児童委員協議会連合会	会長
委 員	木下 富美雄	上天草市社会福祉協議会	事務局長
委 員	松本 龍之助	上天草市消防団	団長
委 員	山下 浩二	天草広域連合中央消防署	大矢野分署長
委 員	坂本 泰彦	上天草警察署	警備係長
委 員	松本 精史	上天草総合病院	事務長
委 員	杉田 良一	上天草市	総務課長
委 員	大西 訓	上天草市	高齢者ふれあい課長
委 員	静谷 正幸	上天草市	保健課長
委 員	橋本 秀雄	上天草市	福祉課長

(順不同)